

群馬県渋川市の無届け施設「静養ホームたまゆら」で起きた火災をきっかけに、大都市部に住む低所得高齢者の住居や介護をどうするかが社会問題になっている。

大方の意見は、都外の無届け施設に高齢者を入れさせていた行政の行いを非難した上で、届け出義務の徹底を求め、高齢者が見知らぬ場所へ行かなくて済むように都市部での施設整備を進めよう——というものである。低所得者でも利用しやすい、4人部屋などを造るべきだという声も多い。だが、そうした従来型の施設を増やしても問題解決にはならないだろう。

なぜなら、国や自治体の財政事情を考えると、土地や建物の取得

が難しい都市部では、今後急速に進む高齢化に対応するだけの量が整備できるとは思えないからだ。しかも、施設整備の主な対象として想定される特別養護老人ホームは、要介護度が中重度の高齢者の



高橋
紘士

立教大学教授。
たかはし

護論著書に「福祉の立場」など。
りゅうし
64歳。

し、結果として、介護の必要性を高めてしまっているのである。

さらに、生活保護費の中の住宅扶助の給付水準を引き上げることで、低所得高齢者でもこうした支援付の集合住宅に入れるようにしたい。生活保護受給対象でなくとも、それに近い低所得高齢者への住まいの確保も検討したい。

高齢者が優先されるようになり、要介護度が軽い低所得者の行き場所が失われてしまったのである。

本来、こうした人たち、安否確認や、二度三度の食事サービス、介護や医療などのサービスがある

だからこそ工夫したい。部屋は狭くても、個室で、食事や見守り、介護・看護などのサービスが利用できる高齢者向けの住宅を整備する必要がある。

高齢者に安心の住宅を

受け入れ先となつておらず、今回の火災で、その存在がクローズアップされた「低所得で、比較的軽度の高齢者」の入所は極めて難しい。

要介護度が軽度だが、低所得のため一人では生活が困難な高齢者を、かつては特別養護老人ホームが主に受け入れていた。しかし、利用者の急増で、要介護度が高い

ば何とか在宅生活を続けられる。ただ、こうしたサービスを受けられる場所が都市部には少ない。無届けで待遇が劣悪でも、引き受けてくれる都外の施設に入らなければ、何とか在宅生活を続ける。

NPOが住宅メーカーと協力して老朽化したアパートをパリアフリーサービスにて建て替えて借り上げ、介護などのサービスを併設して高齢者向け住宅として活用している事例がある。こうした民間の活動を、行政が財政支援すれば、アパートの家主にとっても安定した家賃収入の確保につながるはずだ。

さらに、生活保護費の中の住宅扶助の給付水準を引き上げることで、低所得高齢者でもこうした支援付の集合住宅に入れるようにしたい。生活保護受給対象でなくとも、それに近い低所得高齢者への住まいの確保も検討したい。

さながらの世代の本格的な高齢化を前にした今こそ、国と自治体は新しい切った財源措置を行い、住宅整備に本気で取り組む必要がある。